

議員提出第十号議案

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

平成二十四年度の政府予算案では、小学校二年生の三十五人以下学級を実現するために必要な義務標準法の改正は見送られたが、加配措置により小学校二年生の三十五人以下学級が四月からスタートしている。その際、財務省・文部科学省が「義務教育費国庫負担金については、以下の基本的な考え方に沿って扱うこととする」という文書を公表しており、今後の三十五人以下学級の他学年への拡大が期待される。

日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもにも丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約六割が「小中高校の望ましい学級規模」として、二十一人〜三十人を挙げている。

このように、保護者も三十人以下学級を望んでいることは明らかである。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加する。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えている。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されている。

子どもたちが全国どこに住んでも、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（三十一か国）の中で日本は最下位となっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は二分の一から三分の一に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につながる必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、平成二十五年度政府の予算編成において、次の事項を実現するよう強く求める。

- 一 子どもたちに教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
 - 二 きめ細やかな教育の実現のために、次期教職員定数改善計画を策定し実施すること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年七月四日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 平田健二殿
内閣総理大臣 野田佳彦殿
財務大臣 安住淳殿
文部科学大臣 平野博文殿